

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応 と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和2年3月
(令和2年4月13日更新)
国 税 庁
法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。国税庁では、申告所得税等の確定申告について、申告・納付期限を一括延長するなどの措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には納税の猶予制度を案内するなどの対応を行っています。

当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等を、FAQとして取りまとめましたので、参考してください。

(注) このFAQは、令和2年4月13日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

1 令和元年分の確定申告における申告・納付期限の一括延長関係

問1. 申告所得税等の申告・納付期限の一括延長の内容について.....	4
問2. 申告・納付以外に一括延長の対象となる手続.....	5

<所得税の申告・納付期限>

問3. 申告所得税等に関して一括延長の対象となる手續.....	5
問4. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否.....	6
問5. 申告所得税等に関して一括延長の対象とならない手續.....	6

<贈与税の申告・納付期限>

問6. 贈与税に関して一括延長の対象となる手續.....	7
問7. 贈与税に関して一括延長の対象とならない手續.....	7

<個人事業者の消費税等の申告・納付期限>

問8. 個人事業者の消費税等に関して一括延長の対象となる手續.....	8
-------------------------------------	---

<各税目の納付期限について>

問9. 一括延長の対象税目について、既に申告済みの方々の納付期限.....	8
問10. 申告所得税等の「延納分の納期限」の取扱い	8
問11. 源泉所得税等の「納付期限」の取扱い	9

2 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 確定申告期限の柔軟な取扱い〔4月13日追加〕	10
問1-2. 一括延長の対象とされていない手續の期限延長	10
問2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由.....	11
問2-2. 法人の期限の個別延長について〔4月13日更新〕	12

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問 3. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長	13
問 4. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長	13
問 5. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い	14

<期限の個別延長の手続>

問 6. 個別延長のための申請手続の期限について	14
--------------------------	----

3 納付等の手続関係

問 1. 国税の納付方法について	15
問 2. 申告期限等が延長されたことによるダイレクト納付の取扱い	15
問 3. 期限が延長される前に交付を受けた納付書の取扱い	15

<還付申告の取扱い>

問 4. 還付申告された方々への還付金の支払時期	16
--------------------------	----

4 納付の猶予制度関係

問 1. 資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合	16
問 2. 納付の猶予制度の適用が受けられる場合（条件・税目など）	17
問 3. 猶予期間中の納付や延滞税の取扱いについて	18

<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

問 4. 財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合	19
問 5. 事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合	19

<納付の猶予制度の手続等>

問 6. 納付の猶予制度の必要書類について	20
問 7. 担保の提供について	20
問 8. 緊急経済対策に盛り込まれた納税の猶予制度の特例（4月8日追加）	20

5 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係

問 1. 確定申告会場における申告相談の取扱い	21
問 2. 確定申告会場を利用しない申告相談の方法	21
問 3. 一括延長の期間中における申告相談会場の確認方法	22
問 4. 延長期間中の申告相談体制について	22
問 5. 税務署の職員等が感染症に感染した場合の確定申告会場の対応	22
問 6. 延長期間中の e-Tax などの受付時間	22

6 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

<法人税に関する取扱い>

問 1. 企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い	23
問 2. 法人税の災害損失欠損金の範囲について（4月13日追加）	24

問3. 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い		
〔4月13日追加〕	25	
問4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合 〔4月13日追加〕	26	
問5. 企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合		
〔4月13日追加〕	27	
問6. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額 〔4月13日追加〕	28	
問7. 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額		
〔4月13日追加〕	29	

<所得税に関する取扱い>

問8. 個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い		
〔4月13日追加〕	30	
問9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い		
〔4月13日追加〕	32	
問10. 青色申告の承認申請の取扱い 〔4月13日追加〕	34	

<緊急経済対策に盛り込まれた税制上の措置>

問11. 緊急経済対策に盛り込まれた税制上の措置 〔4月13日追加〕	36	
------------------------------------	----	--

1 令和元年分の確定申告における申告・納付期限の一括延長関係

問1. 《申告所得税等の申告・納付期限の一括延長の内容について》

今般の確定申告における令和2年4月16日(木)までの申告・納付の期限の延長とは、どのような内容ですか。

- 全国の税務署においては、納税者の方が円滑かつ正確に申告書を作成していただけるよう、確定申告相談会場を開設し、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告相談に応じています。
- 今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付等の期限について、令和2年4月16日(木)まで延長することとしました（国税通則法11条、国税通則法施行令3条2項）。

【申告期限・納付期限】

	従 来	延 長 後
申告所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個人事業者の消費税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈与税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)

- これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替納付日についても、以下のとおり、延長することとしました。

【振替納付日】

	従 来	延 長 後
申告所得税	令和2年4月21日(火)	令和2年5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年4月23日(木)	令和2年5月19日(火)

- なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告すれば、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出する必要がなく、大変便利です。
- また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

（還付申告の例）

- 紙与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

問2.《申告・納付以外に一括延長の対象となる手続》

令和2年4月16日（木）まで期限が延長される手続には、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出も含まれますか。

- 申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）に係る申告・納付等の手続のうち、その期限が令和2年2月27日（木）から同年4月15日（水）までの間に到来するものについては、その期限を同年4月16日（木）まで延長することとしました。
- 期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても、含まれます。

※ 期限延長の対象となる主な手続については、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/tetsuzuki.htm>

<所得税に関する申告・納付期限>

問3.《申告所得税等に関して一括延長の対象となる手続》

申告所得税（及び復興特別所得税）について、期限が延長される申告・納付等の手続は、具体的にどのようなものですか。

- 期限が延長される主な申告・納付等の手続は、具体的には、次のとおりです。
 - ・ 所得税及び復興特別所得税の確定申告
 - ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
 - ・ 所得税の青色申告承認申請
 - ・ 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
 - ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
 - ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
 - ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出
 - ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請
 - ・ 個人事業の開廃業等届出
 - ・ 国外財産調書の提出
 - ・ 財産債務調書の提出

※ 上記以外の手続につきまして、期限延長の対象となるかご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

問4. 《いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否》

確定申告書を提出すべき方が死亡した場合の確定申告（いわゆる「死亡による準確定申告」）などについて、申告・納付の期限が延長されますか。

- 期限延長の対象となる手続には、いわゆる「死亡による準確定申告」における申告・納付が含まれます。

※ 期限延長の対象となる準確定申告は、令和2年2月27日（木）から同年4月15日（水）までの間に期限が到来するものです。

- なお、期限延長は日をもって定める期限に適用されるものであるため、確定申告書を提出すべき方が出国をする場合の確定申告（いわゆる「出国による準確定申告」）に係る申告・納付の期限については、延長されません。

問5. 《申告所得税等に関して一括延長の対象とならない手続》

申告所得税（及び復興特別所得税）について、期限が延長されない申告・納付等の手続は、具体的にどのようなものがありますか。

- 所得税の申告書を提出すべき方が出国する場合におけるいわゆる「出国による準確定申告」に係る申告・納付の期限については、延長の対象となりません。

※ 所得税の申告書を提出すべき居住者が、納税管理人の届出をしないで出国する場合は、出国するまでに申告・納付をする必要があります。

- また、令和2年2月27日（木）から同年4月15日（水）までの間に期限が到来しない手続である「予定納税額の減額申請」（令和2年分の提出期限は、令和2年7月15日（水）又は11月16日（月））なども、延長の対象となりません。

<贈与税の申告・納付期限>

問6. 《贈与税に関して一括延長の対象となる手続》

贈与税について、期限が延長される申告・納付等の手続は、具体的にどのようなものがありますか。

- 期限が延長される主な申告・納付等の手続は、具体的には、次のとおりです。
 - ・ 贈与税の申告・納付
 - ・ 贈与税の更正の請求
 - ・ 相続時精算課税選択届出
 - ・ 農地等についての贈与税の納税猶予等に係る継続届出等及び納税の猶予に係る期限の確定した贈与税の納付
 - ・ 住宅取得等資金の非課税措置における適用要件を満たさなかった場合の修正申告等
- なお、相続税法上、個人とみなされた人格のない社団等や持分の定めのない法人等が行う贈与税の申告等についても、この期限延長の対象となります。
※ 上記以外の手続につきまして、期限延長の対象となるかご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

問7. 《贈与税に関して一括延長の対象とならない手続》

贈与税について、期限が延長されない申告・納付等の手続は、具体的にどのようなものがありますか。

- 贈与税の申告書を提出すべき方が出国する場合における申告・納付の期限については、延長の対象となりません。
- また、期限延長は税務署長に対するものが対象とされているため、例えば、教育資金の一括贈与に係る非課税措置における金融機関への領収書の提出など、税務署長以外の者に対するものは、延長の対象となりません。
- なお、やむを得ない理由により、領収書の提出を期限までに行うことが困難な事情がある方については、個別の申請により期限が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

<個人事業者の消費税等の申告・納付期限>

問8. 《個人事業者の消費税等について一括延長の対象となる手続》

個人事業者の消費税及び地方消費税について、期限が延長される申告・納付等の手続は、具体的にどのようなものがありますか。

- 期限が延長される申告・納付等の手続は、具体的には、次のとおりです。
なお、これ以外の消費税の申請、届出等の手続について、今般の申告期限等の延長の対象となるものはありません。

- ・ 消費税及び地方消費税の確定申告・納付
- ・ 消費税及び地方消費税の更正の請求

※ ご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

<各税目の納付期限について>

問9. 《一括延長の対象税目について、既に申告済みの方々の納付期限》

期限の一括延長の対象となった税目について、既に申告した場合でも、その納付期限は延長されますか。

- 既に申告を済ませている方についても、その納付期限が令和2年2月27日(木)から同年4月15日(水)までの間に到来するものは、その納付期限が同年4月16日(木)まで延長されます。

問10. 《申告所得税等の「延納分の納期限」の取扱い》

申告所得税（及び復興特別所得税）の「延納分の納期限」も延長されますか。

- 申告所得税（及び復興特別所得税）の延納分の納付期限（及び振替日）については、期限が延長されていません。
従いまして、今年の延納分の納付期限は令和2年6月1日(月)となります。

問 11. 《源泉所得税等の「納付期限」の取扱い》

個人事業者の源泉所得税の納付期限は延長されますか。

- 個人事業者の源泉所得税（復興特別所得税を含みます。以下同じです。）については、今般の申告期限等の延長の対象（申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税）とされていませんので、従来どおりの納付期限となります。

※ 例えば、令和2年3月支払分の給与等に係る源泉所得税の納付期限は、令和2年4月10日（金）（納期の特例制度の適用を受けている場合は令和2年7月10日（金））となります。

- なお、やむを得ない理由により、納付等を期限までに行うことが困難な事情がある方については、個別の申請により、納付期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署へご相談ください。

※ 個別の申請により延長が認められる「やむを得ない理由」の具体的な事例については、「2 申告・納付等の期限の個別延長関係」の問2をご覧ください。

2 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 《確定申告期限の柔軟な取扱い》 [4月13日追加]

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告所得税等の申告・納付期限の一括延長の期限である令和2年4月16日（木）までに申告等の手続ができませんでしたが、令和2年4月17日（金）以後は、申告期限等を延長されることはないのでしょうか。

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）に係る申告・納付等のうち、その期限が令和2年2月27日（木）から同年4月15日（水）までの間に到来するものについては、その期限を同年4月16日（木）まで延長しました。
- また、昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、さらに確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、同年4月17日（金）以後であっても個別に申請することにより、申告期限の延長の取扱いをすることとしています。
- 申告期限の延長に関する個別の申請は、別途、申請書等を作成して提出していただく必要はなく、申告書を提出いただく際に、その余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記していただくことなどとしています。

※ 具体的な申請手続については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf

- なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

問1-2. 《一括延長の対象とされていない手続の期限延長》

他の税務手続について、申告期限等は延長されますか。

- 今回の申告期限等の延長の対象（申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税）とされていない手続（法人税や相続税、酒税など）については、従来どおりの期限となります。
- しかしながら、地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等をする方の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行うことが困難な事情がある方（企業）については、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。
- 国税に関する期限の個別延長制度につきまして、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

※ 個別の申請により延長が認められる「やむを得ない理由」の具体的な事例については、次の問2をご覧ください。

問2.《期限の個別延長が認められるやむを得ない理由》

新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症（以下、この問では「感染症」といいます。）に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。
- 今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項）。

※ この個別延長を申請する際には、申告・納付等を行うことができない状況を確認させていただくことになりますので、申請者の状況、税理士の関与状況、部署の閉鎖や業務制限の状況、緊急措置の概要など、参考となる具体的な事実を申請書に記載してください。

〔個人・法人共通〕

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなつたこと
 - 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

〔法人〕

- ④ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと（「2 申告・納付等の期限の個別延長関係」問3参照）

〔個人〕

- ⑤ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること

⑥ 次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関等から外出自粛の要請を受けたこと

- 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
- 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
- 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある

※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

問2-2. 《法人の期限の個別延長について》〔4月13日更新〕

申告所得税等の申告・納付期限については、4月16日まで一括延長されていましたが、感染症の感染拡大を受けて外出を控えるなど、期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日以降であっても柔軟に確定申告を受け付けることになったと聞きました。

法人については、(問2にあるような)やむを得ない理由がなければ、期限の個別延長が認められないのでしょうか。

○ 法人についても、新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえ、個人の取扱いと同様に、柔軟に確定申告を受け付けることとしています。

○ 法人の場合には、役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、次のような方がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども考えられます。

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

○ また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。

※ 具体的な申請手続については、以下のリンク先のFAQ（問4）をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問3.《株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長》

当社では、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催時期を例年よりも遅らせることを検討しています。そのため、当期については決算の確定が大幅に遅れ、期限までに法人税の申告手続をすることができません。

このような理由は、国税の申告・納付等の期限の延長が認められる理由に該当するとのことですですが、消費税の申告・納付等の期限についても延長が認められますか。

- 法人税については、確定した決算に基づいて申告を行うものとされていますので、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催が延期され、申告期限までに決算が確定しないという理由があれば、申告期限の延長が認められます。^(注)
- 消費税及び地方消費税については、法人税の場合と異なり、確定した決算に基づいて申告を行うものではありませんので、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由だけでは、その期限を延長することはできません。
- しかしながら、定時株主総会の開催延期という理由以外にも、例えば、社員の休暇勤奨などで通常の業務体制が維持できない状況となり、決算書類や申告書等の作成が遅れ、期限までに消費税及び地方消費税の申告・納付等が困難な理由がある場合には、期限の延長が認められます。

(注) 法人税に関しては、国税通則法による期限の延長のほか、定時株主総会の開催時期の都合で決算が確定しないという理由があれば、法人税法75条の規定による期限延長の申請を行うことができます。なお、この規定による延長期間については利子税を納付しなければなりません。

[参考]

「定時株主総会の開催について」(法務省ホームページ)

法務省によると、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合は、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとされています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

問4.《資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長》

新型コロナウイルス感染症に関連して、売上が減少したことで資金繰りが悪化しており、このままでは、期限までに国税の納付が困難な状況です。

このような場合に、納付等の期限を延長することができますか。

- 国税の申告・納付等の期限延長の制度は、災害その他やむを得ない理由により、その期限までに申告等の行為が物理的に行えない場合の救済措置として設けられた制度です。
- 一方で、様々な事情により、資金不足が生じて、国税を一時に納付ができない方々への救済措置として、納付の猶予制度が設けられています。

※ 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。

- 従いまして、お尋ねのような資金繰りの悪化により、納付が困難な場合につきましては、納付の猶予制度をご利用いただくことになりますが、納期限前であっても、納付の猶予制度に関するご相談は可能ですので、まずは、所轄の税務署の徴収担当に電話でお問合せください。

問5.《相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い》

相続税の申告期限が1週間後に到来しますが、相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、申告はどうすればいいですか。

- 新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、相続税の申告期限までに申告できない場合については、個別の申請により、申告期限等が延長される場合がありますので、状況が落ち着いた後、所轄の税務署へご相談ください。
- なお、個別の申請により申告期限等が延長されるのは申請を行った方のみとなり、他の相続人等の申告期限等は延長されませんのでご注意ください。

<期限の個別延長の手続>

問6.《個別延長のための申請手続の期限について》

申告期限等の延長を行うための個別の申請は、いつまでに行う必要がありますか。

- 災害その他やむを得ない理由により、申告期限等の延長を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から相当の期間内（おおむね1ヶ月以内）に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長等が指定した日(災害等のやんだ日から2ヶ月以内)まで期限が延長されます。
- なお、申請書の提出に代えて、申告等を行う際に、次の内容を申告書等の余白に付記していただきても結構です。
 - ① 申告・納付等の期限の延長を申請する旨
 - ② 新型コロナウイルス感染症に関連して申告・納付等を行うことができない具体的な事実

3 納付等の手続関係

問1. 《国税の納付方法について》

銀行や税務署の窓口に行かずに納付することはできますか。

- ダイレクト納付、インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付をご利用いただくことで、銀行や税務署に行かなくても納付できますので、是非ご利用ください。
- 申告所得税や個人事業者の消費税で、期限内に申告された確定申告分等については、口座からの振替により納付（振替納税）できますので、こちらも是非ご利用ください。
 - ※ 振替納税を初めて利用される方は、令和2年4月16日（木）までに、郵送等により所轄の税務署又は口座振替を利用する金融機関へ口座振替依頼書を提出してください。
なお、口座からの振替日は、申告所得税が同年5月15日（金）、個人事業者の消費税が同年5月19日（火）です。
 - ※ ダイレクト納付は、ご利用される日のおおむね1か月前までに、ダイレクト納付利用届出書を作成の上、郵送等により税務署へ書面で提出してください。
 - ※ コンビニエンスストアからも納付ができます。

問2. 《申告期限等が延長されたことによるダイレクト納付の取扱い》

申告期限等が延長されたことにより、ダイレクト納付に影響はありますか。

- ダイレクト納付については、申告と同時に行う方法（即時納付）と日付を指定して行う方法（期日指定）の2つの方法があります。
- ダイレクト納付のご利用に当たって、各税目の次に掲げる日以降は、「即時納付」のみご利用いただけます（「期日指定」のご利用はできません。）。
 - ・申告所得税（確定申告分）、贈与税（確定申告分）… 令和2年3月17日（火）以降
 - ・個人事業者の消費税（確定申告分）…………… 令和2年4月1日（水）以降
- なお、納付情報登録依頼を作成・送信の上、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付する場合は、これらの期間においても「期日指定」することができます。

問3. 《期限が延長される前に交付を受けた納付書の取扱い》

既に納定期限が3月16日と印字された納付書を持っていますが、この納付書は使用できますか。

- 税務署から送付した納付書に「納定期限3月16日」と印字されている場合であっても、3月16日以前と同様に、3月17日以降に使用することが可能です。

<還付申告の取扱い>

問4. 《還付申告された方々への還付金の支払時期》

還付申告を行った場合、還付金は従来のスケジュールで還付されますか。

- 還付金については、従来どおり、申告後、おおむね1か月から1か月半程度で還付することとなります。
- ただし、申告内容が誤っていた場合などは、この期間で還付されないこともあります。

4 納付の猶予制度関係

問1. 《資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合》

新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが悪化し、国税を納付期限までに納められない場合の取扱いについて教えてください。

- お尋ねのような資金繰りの悪化により、国税を納付期限までに一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度があります。
 - ※ 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。
 - ※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付できない事情のある方に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査についても極力簡素化しておりますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にお電話にてご相談ください。
 - ※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問2.《納付の猶予制度の適用が受けられる場合（条件・税目など）》

どのような場合に、納付の猶予制度の適用を受けることができますか。

- 納付の猶予制度には、「換価の猶予」と「納税の猶予」があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合、次の要件のすべてに該当するときは、納期限から6か月以内に税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、「換価の猶予」が受けられます。
 - ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
 - ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。
- なお、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のような個別の事情がある場合は、「納税の猶予」が受けられることがあります。
 - ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
 - ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合
 - ③ 事業を廃止し、又は休止した場合
 - ④ 事業に著しい損失を受けた場合
- 紳付の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。
- 紳税者の方の状況に応じた猶予制度をご案内させていただきますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にお電話にてご相談ください。

問3.《猶予期間中の納付や延滞税の取扱いについて》

納付の猶予制度の適用を受けると、1年間猶予が受けられるとのことですが、猶予を受けた国税は、猶予期間の終了時に納付すればよいのでしょうか。
また、延滞税の取扱いはどうなるでしょうか。

- 納付の猶予制度の適用を受けた国税は、その猶予期間内において、分割して納付していただくこととなります。
なお、分割して納付していただく金額は、納税者の方の財産の状況等を踏まえて定めることになります。
- 納付の期限を過ぎると延滞税が課されますが、納付の猶予制度の適用を受けている期間については、延滞税が軽減又は免除されます。
なお、納期限から納付の猶予制度の適用が開始するまでの間は延滞税が発生しますので、納期限前でもお早めにご相談ください。
※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。
- 猶予期間中の納付についてご不明な点がございましたら、所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
※ 猶予期間内に納税することができないやむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年間猶予される場合があります。

<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

問4. 《財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合》

当社では、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄しました。
このような場合に、納税の猶予は受けられますか。

- 納税者が財産に災害を受けたことにより国税を一時に納付できないときは、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が受けられる「納税の猶予」の制度があります。
- お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことに伴う消毒作業により、仕入れていた食材を廃棄した場合は、「納税の猶予」が受けられることがあります。
なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、延滞税が免除されますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にお電話にてご相談ください。
 - ※ 「納税の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられる場合があります（「4 納付の猶予制度関係」問2参照）。
 - ※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

問5. 《事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合》

当社では、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次いだため、事業に著しい損失が生じました。

このような場合に、納税の猶予は受けられますか。

- 納税者が事業に著しい損失を受けたことや著しい売上の減少があったことにより国税を一時に納付できないときは、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が受けられる「納税の猶予」の制度があります。
- お尋ねのように、新型コロナウイルス感染症の影響で予約キャンセルが相次ぎ、事業に著しい損失が生じた場合は、「納税の猶予」が受けられることがあります。
なお、この場合の納税の猶予を受けたときは、延滞税が軽減されますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にお電話にてご相談ください。
 - ※ 「納税の猶予」が受けられない場合でも、「換価の猶予」が受けられる場合があります（「4 納付の猶予制度関係」問2参照）。
 - ※ 令和2年における延滞税の軽減については、年8.9%の割合が年1.6%の割合となります。
 - ※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

〈納付の猶予制度の手続等〉

問6. 《納付の猶予制度の必要書類について》

納付の猶予制度の適用を受けるためには、どのような書類を準備する必要がありますか。

- 納付の猶予制度の適用を受けるためには、猶予の申請書のほか、「資産及び負債の状況を明らかにする書類」、「今後の収入及び支出を明らかにする書類」、「個別の事情が確認できる書類（納税の猶予の場合）」などを提出していただく必要があります。
- なお、書類の準備が困難な場合は、税務署の徴収担当が書類に記載すべき項目について、聞き取りにより確認するなどの対応を行っております。
- 必要な書類の種類や書類の書き方については、所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

問7. 《担保の提供について》

納付の猶予制度の申請に当たっては、担保の提供が必要でしょうか。

- 納付の猶予制度の適用を受けるためには、通常、担保が必要となります。新型コロナウイルス感染症の影響により納付の猶予制度の適用を受ける納税者については、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要として取り扱っています。

問8. 《緊急経済対策に盛り込まれた納税の猶予制度の特例》〔4月8日追加〕

緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）に盛り込まれた納税の猶予制度の特例について教えてください。

- 政府において、今後、納税の猶予制度の特例を検討のうえ、関係法案が国会に提出される見込みです。
※ 検討中の特例の概要については、[こちらのチラシ](#)をご覧ください。
- 特例は、関係法案が成立後に適用されますので、税務署では、それまでの間は現行制度に基づいて対応いたします。
- なお、チラシに記載のあるとおり、現行制度に基づく猶予制度が適用された方についても、さかのぼって特例制度が利用できるよう検討されております。現行制度に基づく猶予の適用を受けた方には、法案の成立後、税務署から必要な手続等をご案内いたします。

5 申告所得税等の確定申告に係る申告相談関係

問1. 《確定申告会場における申告相談の取扱い》

確定申告会場では、これまでどおり申告相談ができますか。

- 申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告・納付期限を令和2年4月16日(木)まで延長したことに伴い、確定申告会場での申告相談についても、同年4月16日(木)まで延長しています。
確定申告会場については、3月16日までの場所から変更となっている場合がございます。現在の確定申告会場の場所は、以下のリンク先をご覧ください。
 - 令和元年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ
https://www.nta.go.jp/information/other/data/r01/kakushin_kaijo/index.htm
- ただし、確定申告会場では、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方は入場をご遠慮いただいています。
- なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能ですので、是非ご利用ください。
- また、確定申告会場においては、次の対策を講じ、感染拡大の防止に努めています。
 - ・ 職員に対する手洗い・うがい、マスク着用の徹底
 - ・ アルコール消毒液の設置
 - ・ 体調がすぐれない職員を事務に従事させないこと
- 税務署や確定申告会場に来場を予定されている皆様におかれましても、このような感染拡大防止策をご理解の上、手洗い、マスクの着用、アルコール消毒液の利用など、感染予防へのご協力をお願いします。

問2. 《確定申告会場を利用しない申告相談の方法》

確定申告会場に行かずに申告相談することはできますか。

- 確定申告に関する申告相談については、国税庁ホームページに「確定申告期に多いお問い合わせ事項Q&A」や「タックスアンサー」を掲載していますので、申告に当たりご不明な点がございましたら、適宜、参照いただきますようお願いします。
- また、電話による相談については、最寄りの税務署にお問合せの上、「0番」を押していただければ、確定申告電話相談センターが対応いたします。
- なお、令和2年1月から、医療費控除や住宅ローン控除などのよくある質問につきまして、チャットボット(ふたば)が回答するサービスを試験的に導入していますので、是非ご利用ください。

問3.《一括延長の期間中における申告相談会場の確認方法》

令和2年3月17日（火）以降は、どこで申告相談を受け付けるのですか。

- 令和2年3月17日（火）以降の確定申告会場については、国税庁ホームページに掲載しておりますので、以下のリンク先をご覧ください。
 - 令和元年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ
https://www.nta.go.jp/information/other/data/r01/kakushin_kaijo/index.htm

問4.《延長期間中の申告相談体制について》

令和2年3月17日（火）以降も、十分な申告相談が受けられるのですか。

- 国税局や税務署が一体となり、適正な人員配置を行うことにより、当初の申告期限（3月16日）以前と同様に、納税者の方がスムーズかつストレスを感じることなく申告できるような体制を整備しております。

問5.《税務署の職員等が感染症に感染した場合の確定申告会場の対応》

職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、確定申告会場はどうするのですか。

- 職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、保健所等の指示により、確定申告会場や事務室の消毒等を行います。その場合、一時的に確定申告会場における申告相談を中断することがありますので、ご理解いただきますようお願いします。

問6.《延長期間中のe-Taxなどの受付時間》

令和2年3月17日（火）以降のe-Tax及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について教えてください。

- e-Taxについては、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告・納付期限を令和2年4月16日（木）まで延長したことにより、同日までの間、引き続き、24時間（メンテナンス時間を除きます。）受付を行っています。
- また、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクについては、4月16日（木）までの間、月曜日から金曜日までの9時から20時まで受付を行っています。

※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_191129.htm

6 新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係

<法人税に関する取扱い>

問1. 《企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い》

当社では、新型コロナウイルス感染症に関する緊急支援として、自社製品（食料品）を学童保育施設、子供食堂、社会福祉施設、生活困窮者支援団体、フードバンク活動を行う団体などに対して無償で提供し、施設へ通う子供達や生活困窮者等への支援を行う予定です。

このような支援のために行った自社製品の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用として、その提供時の損金の額に算入することができるでしょうか。

- 貴社が行う自社製品等の提供が、今般の新型コロナウイルス感染症に関する対応として、不特定又は多数の生活困窮者等を救援するために緊急、かつ、今般の感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであれば、その提供に要する費用（配送に係る費用も含みます。）の額は、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

※ 自社製品等には、他から購入した物品やサービスの提供を業務とする法人が行う役務の提供も含みます。

[参考]

- 質疑応答事例（法人税）「フードバンクへ食品を提供した場合の取扱い」
- 法人税基本通達9-4-6の4（自社製品等の被災者に対する提供）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)―10の4（自社製品等の被災者に対する提供）

問 2.《法人税の災害損失欠損金の範囲について》〔4月13日追加〕

当社は、給食の提供事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業の影響で、給食用として準備していた食材を廃棄しなければならなくなつたほか、調理場や配膳室などの施設を消毒する必要が生じました。

ところで、災害により生じた損失がある場合には、法人税の繰戻し還付制度を利用して、過去に納めた法人税等の還付を受けることができます。

このような廃棄損や、消毒に要する費用については、法人税の取扱上「災害により生じた損失」に該当するでしょうか。

- 今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、学校の臨時休業や外出自粛の要請等が行われたことにより、貴社において、棚卸資産や固定資産などに損失が生じている場合や、感染症の拡大や発生を防止するための消毒等の費用を支出している場合、これらの損失や費用の額は、「災害により生じた損失の額」に該当します。
- ただし、災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象となる「災害により生じた損失の額」については、災害により棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた損失の額が対象とされているため、例えば、外出自粛の要請等があったことによる店舗の売上げの減少額などは対象とはなりません。^(注)
(法人税法 80条5項、法人税法施行令 154条の3)

(注) 中小法人である青色申告法人の場合、災害損失欠損金以外の青色欠損金については1年間の繰戻し還付が可能です。(法人税法 80条1項)

〔災害損失欠損金に該当する例〕

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 繰戻し還付の対象となる災害損失とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

〔災害損失欠損金に該当しない例〕

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産の被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、災害損失欠損金に該当しません。

〔参考〕

- 暮らしの税情報「災害等にあったとき（災害により被害を受けた場合の法人税の特例）」

問 3. 《企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い》 [4月 13 日追加]

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組みとして、関連する子会社や下請け業者などの取引先に対して、マスクや消毒液を無償で提供する予定です。

今回の措置は、今般、マスク需要が急激に増加し、取引先等において調達が困難となっている現状を踏まえ、当社の関連業務に従事する者や多数のお客様と接する機会の多い業者に使用させることを条件にして、無償で提供を行うこととしたものです。

この取組みは、感染症の流行が終息するまでの期間に限定して行うものですが、このようなマスク等の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。

- 貴社が行うマスク等の無償提供が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり、次の条件を満たすものであれば、貴社の事業遂行上、必要な経費と考えられますので、その提供に要する費用（マスク等の購入費用、送料等）の額は、寄附金以外の費用に該当します。
 - ① 提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じてることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること
 - ② その取引先等が業務を維持できない場合には、貴社において、操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること
- なお、上記の①及び②の条件を満たすものであっても、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、貴社の事業遂行上、必要な経費とは認められませんので、その提供に要する費用は、税務上、寄附金に該当します。

問 4. 《賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合》 [4月 13 日追加]

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、当社の物件を賃借している事業者から、「売上が急減している中、固定的に支払いが発生する賃料の負担が大変である。」といった切実な声が寄せられています。

そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、契約内容の見直しを行い、今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。

このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

- 企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として、相手方に対して寄附金を支出したものとして税務上、取り扱われることになります。
- しかしながら、貴社が行った賃料の減額が、例えば、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられますので、その減額した分の差額については、寄附金として取り扱われることはできません。
 - ① 取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
 - ② 貴社が行う賃料の減額が、取引先等の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたものであり、そのことが書面などにより確認できること
 - ③ 賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- また、取引先等に対して既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取り扱われます。
なお、賃料の減免を受けた賃借人（事業者）においては、減免相当額の受贈益と既に費用計上した支払賃料が同額となるため、結果として課税が生じることはありません。

[参考]

- > 法人税基本通達9－4－6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- > 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)－10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

問 5.《企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合》〔4月13日追加〕

当社は、販売促進目的で一般消費者の方々を抽選で観劇（芝居、演劇、コンサート）等に招待しているほか、福利厚生目的で観劇等のチケットを社員へ配付しています。

これらの目的で当社がチケットを購入していた観劇等について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、すべての観劇等が公演中止となりました。

これらのチケットは、契約上、払い戻しを受けることが可能ですが、この観劇等の興行主や劇団などは、当面の公演中止により収入の見通しが立たず、事業継続が困難となり、劇団関係者への給料等も支払えない状況にあると知ったことから、当社としては、その復旧支援のためにチケットの払い戻しを辞退することにしました。

このような取引先の復旧支援のためにチケット払戻請求権の放棄（債権の免除等）をしたことによる損失の額は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。

- 企業が、契約上払い戻し可能とされているチケットについて、その払い戻しを辞退した場合、税務上、その払戻請求権の放棄による経済的利益の供与の額は寄附金の額に該当します。

しかしながら、貴社が行ったチケットの払戻請求権の放棄（債権の免除等）が、次の条件を満たすものであれば、その放棄したことによる損失の額は、寄附金以外の費用に該当します。

- ① 債権の免除等を行う相手先が、貴社の取引先等（得意先、仕入先、下請先、特約店、代理店等のほか、実質的な取引関係にあると認められる者を含みます。）であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して相手先に生じた被害からの復旧支援を目的としたものであること
- ③ 債権の免除等が、相手先において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること
- ④ その債権の免除等が、単なる払い戻しの請求漏れではなく、復旧支援の為に行われたことが書面などにより確認できること

〔参考〕

- 法人税基本通達9－4－6の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）
- 租税特別措置法関係通達（法人税編）61の4(1)－10の2（災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等）

問 6. 《業績が悪化した場合に行う役員給与の減額》〔4月13日追加〕

当社は、各種イベントの開催を請け負う事業を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、イベント等の開催中止の要請があったことで、今後、数か月間先まで開催を予定していた全てのイベントがキャンセルとなりました。

その結果、予定していた収入が無くなり、毎月の家賃や従業員の給与等の支払いも困難な状況であることから、当社では、役員給与の減額を行うこととしました。

法人税の取扱いでは、年度の中途で役員給与を減額した場合、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないケースもあると聞いています。

そこで、当社のような事情によって役員給与を減額した場合、その役員給与は定期同額給与に該当するでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定については、業績悪化改定事由による改定に該当するものと考えられます。
したがって、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。
- 法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいいますので、貴社のように、業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。

〔参考〕

- > 法人税基本通達9－2－13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）
- > 役員給与に関するQ & A（平成24年4月改訂版）【Q1】（業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い）

問 7. 《業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額》〔4月13日追加〕

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国からの入国制限や外出自粛要請が行われたことで、主要な売上先である観光客等が減少しています。そのため、当面の間は、これまでのような売上げが見込めないことから、営業時間の短縮や従業員の出勤調整といった事業活動を縮小する対策を講じています。

また、いつになれば、観光客等が元通りに回復するのかの見通しも立っておらず、今後、売上げが更に減少する可能性もあるため、更なる経費削減等の経営改善を図る必要が生じています。一方で、当社の従業員の雇用や給与を維持するため、急激なコストカットも困難であることから、当社の経営判断として、まずは役員給与の減額を行うことを検討しています。

しかしながら、法人税の取扱上、年度の中途で役員給与を減額した場合にその損金算入が認められるのは、経営が著しく悪化したことなど、やむを得ず減額せざるを得ない事情（業績悪化改定事由）がある場合に限られると聞いています。

そこで、当社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当するのでしょうか。

- 貴社が行う役員給与の減額改定について、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、貴社が営業を行う地域では観光需要の著しい減少も見受けられるところです。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り、減少した観光客等が回復する見通しも立たないことから、現時点において、貴社の経営環境は著しく悪化しているものと考えられます。
- そのため、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられます。
- したがって、貴社のような理由による役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当します。

[参考]

- 法人税基本通達9-2-13（経営の状況の著しい悪化に類する理由）
- 役員給与に関するQ & A（平成24年4月改訂版）【Q1-2】（業績等の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額）

<所得税に関する取扱い>

問8. 《個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い》

〔4月13日追加〕

私は、居酒屋を営む個人事業主です。新型コロナウイルス感染症に感染したため、完治するまでの間、休業しました。

この度の休業は、突然のことであったため、食材等を廃棄するとともに、店舗全体を消毒するなどの支出もありました。

その後、営業を再開しましたが、しばらくの間は客足が戻らず、例年に比べて収入も少ないため、本年の所得は赤字（損失）になる見込みです。

- 令和2年において事業所得などに生じた赤字（損失）の金額がある方の税制上の取扱いについては、青色申告を行っている事業者と、白色申告を行っている事業者との違いによりそれぞれ、次のとおり取り扱われます。

【青色申告の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（純損失の繰越）。
- また、純損失の金額が生じた年の前年（令和元年）も青色申告をしている場合には、その損失の金額の全部又は一部を前年（令和元年）に繰り戻して、前年分（令和元年分）の所得税の還付を受け（純損失の繰戻し）、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越すことができます。
- 純損失の繰戻しの適用を受けるためには、繰戻しを行う純損失が生じた年分（令和2年分）の確定申告書とともに原則として確定申告期限（延長後の期限をいいます。）までに、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。

「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/03_29.pdf

【白色申告（青色申告以外）の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）のうち、「事業用資産に生じた災害による損失等」については、その損失額を翌年以後3年間（令和3年から令和5年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。
- 「事業用資産に生じた災害による損失等」とは、棚卸資産や事業用の固定資産などに生じた災害による損失をいい、その災害に関連するやむを得ない支出で一定のものを含みます。

(参考1) 事業用資産に生じた災害による損失等の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症に関連した「事業用資産に生じた災害による損失等」については、次のとおり、取り扱って差し支えありません。

[災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当する例]

- 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 「災害により生じた損失等」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

[災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当しない例]

- 客足が減少したことによる売上げ減少額
- 休業期間中に支払う人件費
- イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産に生じた被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、「災害により生じた損失等」に該当しません。

(参考2) 個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について

	青色申告 (災害による損失かどうかを問わない)	白色申告	
		災害損失	災害損失以外
繰戻還付	<input type="radio"/> 〔1年繰戻し可〕 ※1	<input checked="" type="checkbox"/>	
繰越控除	<input type="radio"/> 〔3年繰越し可〕 ※1	<input type="radio"/> 〔3年繰越し可〕	<input checked="" type="checkbox"/> ※2

※1 青色申告者の繰戻還付（純損失の繰戻し）及び繰越控除（純損失の繰越控除）については、災害損失とそれ以外の損失で取扱いは変わらず、純損失の全額が繰戻還付及び繰越控除の対象となる。また、純損失の金額の全部又は一部を前年分に繰戻し、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後に繰り越すことも可能。

※2 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額は繰越可能。

問9. 《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

〔4月13日追加〕

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがあります。こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次とおり課税関係が異なります。

【非課税となるもの】

- 次のような助成金（助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は、非課税となります。

- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品（所得税法9条1項十五号）
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項十七号）

【課税となるもの】

- 上記の非課税所得とならない助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

- ① 事業所得等に区分されるもの

例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補填を目的として支給するものなど、業務上の取引に関連して支給される助成金

（注） 支払賃金などの必要経費を補填するものは、その支出そのものが必要経費になり、また、収入減少などにより所得金額が生じないときには実質的に課税対象になりません。

- ② 一時所得に区分されるもの

例えば、臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給するなど、業務上の取引に関連しないもので、一時に支給される助成金

（注） 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象なりません。

- ③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

※1 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

※2 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、次ページの（参考）をご確認ください。今般の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日）によって支給が予定されている助成金等の課税上の取扱いは、制度の詳細が分かり次第、次ページの（参考）に追加いたします。なお、次ページの（参考）に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認下さい。

(参考) 国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）

非 課 税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の失業等給付（雇用保険法 12 条） ・生活保護の保護金品（生活保護法 57 条） ・児童（扶養）手当（児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条） ・被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法 21 条） <p>【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（租税特別措置法 41 条の 8 1 項一号） ・子育て世帯臨時特例給付金（租税特別措置法 41 条の 8 1 項二号） ・年金生活者等支援臨時福祉給付金（租税特別措置法 41 条の 8 1 項三号） <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都認証保育所の保育料助成金（所得税法 9 条 1 項十五号） ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券（所得税法 9 条 1 項十七号）（★）
課 税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校休業等対応助成金（★） ・小学校休業等対応支援金（★） ・雇用調整助成金（★） ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すまい給付金 ・地域振興券 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券

(★) 今般のコロナウイルス感染症の影響に関連して創設等された助成金等。

※ 今般の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日）によって支給が予定されている助成金等については、制度の詳細が分かり次第、追加いたします。

問 10. 《青色申告の承認申請の取扱い》 [4月 13 日追加]

私は個人事業者であり、令和 2 年分以後の所得税については青色申告にしたいと考えています。

令和元年分の所得税の確定申告書は、通常の確定申告期限内に提出しましたが、青色申告承認申請書は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により期限内に提出することができませんでした。

この感染症拡大の影響がなくなり次第、青色申告承認申請書を提出したいのですが、令和 2 年分から青色申告にすることはできますか。

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）に係る申告・納付等のうち、その期限が令和 2 年 2 月 27 日（木）から同年 4 月 15 日（水）までの間に到来するものについては、その期限を同年 4 月 16 日（木）まで延長しました。
- また、この期限に申告・納付等が間に合わない方については、同年 4 月 17 日（金）以後であっても、申告書等の作成や提出が可能となった時点で税務署に申し出いただければ、個別に期限延長の取扱いをすることとしています。
- 期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても含まれており、所得税の青色申告の承認申請についても同様に期限延長の対象となりますので、帳簿書類の備付け・保存などが青色申告の所定の定めに従って行われている場合には、その申請により、令和 2 年分の所得税から青色申告することができます。

(注) 個別の期限延長の取扱いは、申告や申請等をすることができないやむを得ない理由がある場合に認められるものです。

したがって、例えば、令和 2 年 4 月 17 日（金）以後に修正申告や更正の請求などの手続を行った後、別の日に青色申告の承認申請を行う場合には、その申請をすることができないやむを得ない理由があったとは認められず、令和 2 年分の所得税から青色申告をすることはできませんので、ご注意ください。

「青色申告の承認申請書」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/10.pdf>

※ 青色申告の特典については、次ページの（参考）をご確認ください。

(参考) 青色申告の特典（主なもの）

〈最高 65 万円の青色申告特別控除〉

- 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて次の金額を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高 10 万円を控除することができます。
 - 1 e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存の要件を満たしている場合 最高 65 万円
 - 2 上記 1 以外の場合 最高 55 万円

〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

- 事業所得等が赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後 3 年間にわたりて各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

<緊急経済対策に盛り込まれた税制上の措置>

問 11. 《緊急経済対策に盛り込まれた税制上の措置》〔4月13日追加〕

緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）に盛り込まれた税制上の措置について教えてください。

- 政府において、今後、国税に関する税制について、以下の措置を検討することとされています。

- ① 納税の猶予制度の特例
- ② 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ④ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ⑤ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ⑥ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- ⑦ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

※ 検討中の措置の概要については、[財務省ホームページ](#)をご覧ください。

- これらの措置は、関係法案等の成立後に適用されることになりますが、具体的な取扱いや適用要件の詳細につきましては、法案等成立後、改めてご案内いたします。